

津市久居アルスプラザ管理運営検討懇話会設置要綱

令和元年10月9日

(設置)

第1条 津市久居アルスプラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営に係る評価に関し広く意見等を聞くため、津市久居アルスプラザ管理運営検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、プラザの管理運営に係る評価に関することとする。

(構成)

第3条 懇話会は、委員5人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化政策及び文化施設の専門的知識を有する者
- (2) 文化芸術に関する活動を行っている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、スポーツ文化振興部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。